

南葛西第二中学校いじめ防止基本方針

令和 6 年 4 月 1 日
江戸川区立南葛西第二中学校
校長 古澤 浩一

学校教育目標にある

『人権を重んじ自他を敬愛する』

学校経営方針の「目指す学校像」にある

『互いを大切にし、自他(そして社会)の目標達成のために、ともに高めあえる学校』

学校経営方針の「育てたい生徒像」にある

『心豊かで思いやりのある、国際社会に貢献し、自律・礼譲・開拓の精神をもって活躍できる生徒』
を具現化するために、本校の「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

1 いじめ防止等の対策の基本的な方向性について

「いじめ防止対策推進法」等の法令に則り、本校のいじめ防止等の取組を推進する。

2 いじめ防止等のための対策の内容について

(1) いじめを未然に防止するために ―未然防止―

① いじめをしない人づくり

- ・生徒にとってわかりやすい授業、生徒同士が話し合う、学び合う授業などを通して、生徒がお互いの良さを認め合えるようにする。(学習指導)
- ・人権尊重の精神に基づき、自他の大切さを認め、学校生活のあらゆる場面で具体的な態度、行動がとれるようにする。(特別の教科道徳 生活指導 集会等での講話 等)

② いじめを許さない集団づくり

- ・一人一人がかけがえのない人間として互いに尊重しあう望ましい人間関係を構築する。(学校行事 部活動 等)

③ いじめをさせない環境づくり

- ・校内の環境を整える。(美化 掲示物 破損箇所修繕 等)
- ・授業の内外を問わず常に生徒の様子を見守り、些細なことについても学年会等において情報共有をする。(教員の組織)

(2) いじめのきざしを見逃さないために ―早期発見・早期対応―

① 教員がいじめの「芽」を見つけることのできる「眼」を養う。

- ・校内外の研修の機会を通して、いじめの定義を正確に理解する。
- ・些細なことであっても急速にいじめに発展するという認識をもつ。

- ② 教員は生徒の様子について情報共有をするための時間を確保する。
 - ・毎朝の学年打ち合わせや定期的な学年会の開催、毎朝の出欠確認はもとより、日常の職員室においても、些細なことであっても情報共有を行う。
- ③ 学級担任等により定期的に個人面談を実施する。
 - ・いじめを含め、生徒が抱える悩みや不安などを幅広く把握するとともに、その解決方法について相談に応じる機会とする。
- ④ 定期的に多角的なアンケート調査を実施する。
 - ・「生徒理解」を深めるため、「QUテスト」や「いじめアンケート調査」を実施し、各種質問紙調査等の分析結果を生かす。
 - ・アンケート調査の結果を、学年会、生徒指導連絡会、運営委員会、特別支援教育推進委員会で共有し、いじめにつながると思われる結果についてさまざまな情報と関連づけながら早期対応にあたる。
- ⑤ スクールカウンセラー（SC）との面接の機会を設ける。
 - ・毎週金曜日、相談室で自由にSCとの面談ができるようにしている。
 - ・SCと学年所属の教員との情報共有を積極的に進めるとともに、SCによる授業観察や校内巡視を実施する。
- ⑥ 情報を集約してSCに情報提供をする。
 - ・定例の特別支援教育推進委員会において、各学年所属の担当教員、養護教諭、SCと、指導上配慮を要する生徒の情報共有を行い、具体的な指導方法を検討し、学年・学級で実践する。

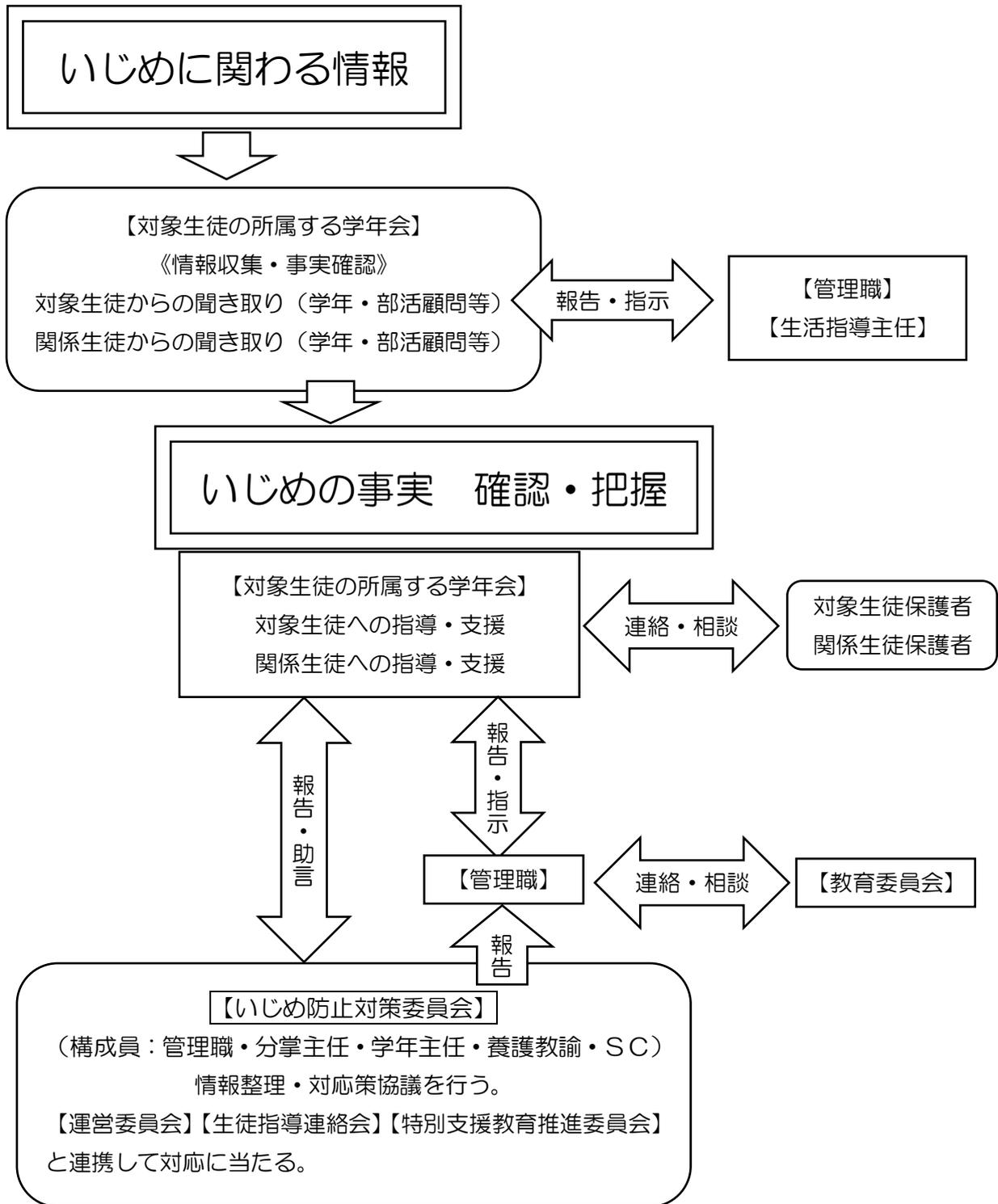
（3）ネット上のいじめへの対応

上記（2）に準じた対応に加え、次の対応や取組を必要に応じて実施する。

- ① 書き込み内容の確認
- ② 掲示板の管理者に削除依頼
- ③ 掲示板のプロバイダに削除依頼
- ④ 管理者に削除依頼して削除されない、管理者の連絡先が不明な場合、または、削除依頼しても削除されない場合は警察と連携し対応する。

上記①から④については、保護者と連携協力して実施する。

3 本校の基本的な対応体制



4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

「3 本校の基本的な対応体制」に従って対処するとともに、「いじめ防止対策推進法第二十八条第一項」に該当する場合には、校長を窓口として関係諸機関（教育委員会 警察 児童相談所 医療機関 等）と連携して対応にあたる。

令和6年4月1日改訂